経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成23年４月１日から平成23年５月31日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成 23 年６月 30 日

財務大臣　野田　佳彦

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成23年４月１日から平成23年５月31日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	258,930	0	
24	パテントレザー等	2,082	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	70,237	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	1,031,823	847	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	96,305	0	
29	履物の一部品目	79,737	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	46,956	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	194,142	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	28,387	0	

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成24年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

職員の免職処分

東京国税局　総務部総務課

財務事務官　松山　大晃

国家公務員法第81条及び人事院規則11―４第10条第４号により免職する。

平成 23 年６月 22 日

東京国税局長　荒井　英夫

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年６月 30 日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成23年５月31日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新潟新日軽株式会社　鞠子岩次郎　新潟県新潟市江南区両川１―3604―11　国土交通大臣許可（般―19）第1489号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、板金工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年５月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年６月 30 日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成23年５月31日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ジェスクホリウチ　清水　義博　石川県金沢市泉３丁目１―６　国土交通大臣許可（特―19）第2255号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年４月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年６月 30 日

四国地方整備局長　足立　敏之

１　処分をした年月日　平成23年６月15日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社多田製作所　多田　豊和　香川県坂出市林田町4285―298　国土交通大臣許可（般―23）第23634号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年５月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 23 年６月 30 日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長　中嶋　章雅

１　調達内容

⑴　調達等件名及び数量　H24―26国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務　１式

⑵　調達件名の特質等　入札説明書及びH24―26国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）による。

⑶　履行期間　平成24年４月１日から平成27年３月31日まで

⑷　履行場所　国営吉野ヶ里歴史公園（佐賀県神埼市、神埼郡吉野ヶ里町）

⑸　入札方法　上記⑴の件名を入札に付する。本業務の入札は競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札として実施する。落札決定にあたっては、総合評価落札方式（加算方式）をもって行うので、総合評価のための本事業実施の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）、競争参加資格等必要とされる資格を確認するための書類を添付した書類（以下「申請書類」という。）を提出すること。入札書に記載する金額は、本業務に要する一切の諸経費（収益施設等運営業務に要する費用は含まない）を含めた金額の総価を記載すること。

なお、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。

⑹　電子入札システムの利用　本案件は競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式に変えることができる。